

## 福井県報

第 156 号  
令和 3 年  
8 月 3 日 (火)  
火曜日発行

## 告示

## 目次

- 有害な興行の指定(三一九・県民安全課)……………一  
○社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者の登録(三二一〇・長寿福祉課)……………一  
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定(三二一一・同)……………二  
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止(三二二一・同)……………二  
○介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定(三二二三・同)……………二  
○介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止(三二二四・同)……………三  
○救急業務に係る医療機関の認定(三二二五・福井保健所)……………三  
○土地改良区の定款変更の認可(三二二六・福井農林総合事務所)……………三  
公告  
○鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る指針案の縦覧(二件・自然環境課)……………三  
○鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催(二件・同)……………四  
○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(産業政策課)……………五  
○土地改良区の役員の退任(福井農林総合事務所)……………六  
○土地改良区の役員の就任(同)……………六  
監査委員告示  
○監査の結果に関する報告の公表(二一、二二)……………六

## 告示

## 福井県告示第319号

福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県条例第15号)第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年8月3日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助

長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和3年7月20日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	セックスエンジェル 裏ビデオから愛をこめて	北沢組 〈新東宝映画〉
映画	三眼ノ村 輪廻の章 (原題) reason2 (ART OF THE DEVIL 3)	ユナイテッドエンタテインメント (タイ)

## 福井県告示第320号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項に規定する登録特定行為事業者を登録したので、同条第2項において準用する同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年8月3日

福井県知事 杉本 達治

- 事業所の名称 聖和園訪問介護サービスセンター
- 事業所の所在地 大野市藤生158-35
- 事業者の名称 社会福祉法人恩賜財団済生会支部福井県済生会
- 登録年月日 令和3年7月21日
- サービスの種類 サービスの種類 訪問介護
- 実施する行為 口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引

気管カニューレ内部の喀痰吸引  
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養  
経鼻経管栄養

7 登録番号  
181110325

#### 福井県告示第321号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年8月3日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称  
ヘルパーステーションカクノ
- 2 事業所の所在地  
福井県敦賀市木崎19-12-1
- 3 事業者の名称  
有限会社カクノ
- 4 指定年月日  
令和3年6月1日
- 5 サービスの種類  
訪問介護
- 6 介護保険事業所番号  
1870200738

#### 二 1 事業所の名称

訪問看護ステーション こもれび

事業所の所在地

福井県敦賀市助生野95-2-1

事業者の名称

社会福祉法人慈攝会

指定年月日

令和3年6月1日

サービスの種類

訪問看護

介護保険事業所番号

1860290160

福井県告示第322号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項に規定する指定居宅サービス事業者の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年8月3日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称  
こもれび診療所
- 2 事業所の所在地  
福井県敦賀市助生野95-2-1
- 3 事業者の名称  
社会福祉法人慈攝会
- 4 廃止届出受理年月日  
令和3年5月12日
- 5 廃止日  
令和3年5月31日
- 6 サービスの種類  
訪問看護
- 7 介護保険事業所番号  
1810214930

#### 福井県告示第323号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和3年8月3日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称  
訪問看護ステーション こもれび
- 2 事業所の所在地  
福井県敦賀市助生野95-2-1
- 3 事業者の名称  
社会福祉法人慈攝会
- 4 指定年月日  
令和3年6月1日
- 5 サービスの種類  
介護予防訪問看護
- 6 介護保険事業所番号  
1860290160

### 福井県告示第324号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項に規定する指定介護予防サービス事業の廃止届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和3年8月3日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称  
こもれび診療所
- 2 事業所の所在地  
福井県敦賀市荻生野95-2-1
- 3 事業者の名称  
社会福祉法人慈暉会
- 4 廃止届出受理年月日  
令和3年5月12日
- 5 廃止日  
令和3年5月31日
- 6 サービスの種類  
介護予防訪問看護
- 7 介護保険事業所番号  
1810214930

### 福井県告示第325号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月3日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分  
救急病院
- 2 名称  
嶋田病院
- 3 所在地  
福井県福井市西方1丁目2-11
- 4 認定の有効期間  
自 令和3年9月1日  
至 令和6年8月31日
- 1 区分  
救急診療所
- 2 名称  
医療法人清風会 吉田医院
- 3 所在地  
福井県福井市順化1丁目8番1号
- 4 認定の有効期間

3 令和3年8月3日(火)

福井県報第156号

自 令和3年9月1日

至 令和6年8月31日

- 3 1 区分  
救急診療所
- 2 名称  
医療法人宮崎整形外科医院
- 3 所在地  
福井県福井市加茂河原3丁目8-6
- 4 認定の有効期間  
自 令和3年9月1日  
至 令和6年8月31日

### 福井県告示第326号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年8月3日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
南居土地改良区	令和3年7月26日

## 公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同法第29条第4項の規定において準用する同法第28条第4項の規定に基づき、次のとおり公告し、令和3年8月3日から8月16日までの間、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間および当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）について縦覧に供する。

なお、同法第29条第4項の規定において準用する第28条第5項の規定に基づき、当該特別保護地区の区域の住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和3年8月3日

福井県知事 杉本 達治

- 1 特別保護地区の名称  
願教寺特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域  
願教寺鳥獣保護区のうち、以下の区域  
大野市上小池116字幅山1-1、1-2、1-3、2-2ならびに同115字出倉  
1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、2-1および2-2
- 3 特別保護地区の存続期間

令和3年11月1日から令和23年10月31日まで（20年間）  
4 特別保護地区の保護に関する指針の案

- (1) 特別保護地区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
- (2) 特別保護地区の指定目的

願教寺特別保護地区は、願教寺鳥獣保護区のうち、願教寺山の麓にある台地状の地形にブナ林やサワグルミ林等の自然植生が生育する地域である。森林性鳥類のうちヤブドリ、コガラ、ヤマガラの繁殖も確認されており、鳥獣の良好な生息環境となっていると考えられるため、特別保護地区に指定するものである。

(3) 管理方針

- ・ 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- ・ 落葉広葉樹林等、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- ・ 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 指針案の縦覧場所

福井県安全環境部自然環境課、福井県奥越農林総合事務所林業部林業・木材活用課、大野市地域経済部農業林業振興課

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同法第29条第4項の規定において準用する同法第28条第4項の規定に基づき、次のとおり公告し、令和3年8月3日から8月16日までの間、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間および当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）について縦覧に供する。

なお、同法第29条第4項の規定において準用する第28条第5項の規定に基づき、当該特別保護地区の区域の住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和3年8月3日

福井県知事 杉本 達治

- 1 特別保護地区の名称  
河内特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域  
河内鳥獣保護区のうち、三方上中郡若狭町河内55字近江サ尾18番から55番まで、および56字峯1番から45番までの森林の区域一円
- 3 特別保護地区の存続期間

令和3年8月3日(火)

福井県報第156号

令和3年11月1日から令和23年10月31日まで（20年間）

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

- (1) 特別保護地区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
- (2) 特別保護地区の指定目的

河内特別保護地区は、河内鳥獣保護区のうち、当該鳥獣保護区を代表するコナラ群落の中心的な地域である。猛禽類はこの区域を含めて生息しており、このことは、猛禽類の餌となる多くの小動物や植物で構成される豊かな生態系が本地区に成立していることを意味している。

鳥獣の良好な生息環境となっておりと考えられるため、特別保護地区に指定するものである。

(3) 管理方針

- ・ 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- ・ 落葉広葉樹林等、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- ・ 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 指針案の縦覧場所

福井県安全環境部自然環境課、福井県嶺南振興局農林水産部林業・木材活用課、若狭町農林水産課

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項の規定において準用する第28条第6項の規定に基づき、公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成12年福井県規則第97号）第2条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年8月3日

福井県知事 杉本 達治

- 1 願教寺鳥獣保護区同特別保護地区の指定に関する公聴会の開催
  - (1) 日時  
令和3年8月26日（木）13時30分から
  - (2) 場所  
奥越農林総合事務所農業研修館 2階 技術研修室  
福井県大野市友江11-10
  - (3) 意見を聴こうとする案件  
令和3年11月1日から令和23年10月31日までの期間、大野市上小池において、面積304ヘクタールの鳥獣保護区特別保護地区を指定すること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項の規定において準用する第28条第6項の規定に基づき、公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成12年福井県規則第97号）第2条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年8月3日

福井県知事 杉本 達治

1 河内鳥獣保護区同特別保護地区の指定に関する公聴会の開催

(1) 日時

令和3年8月30日（月）13時30分から

(2) 場所

若狭町役場上中庁舎2階第一会議室

福井県三方上中郡若狭町市場20-18

(3) 意見を聴こうとする案件

令和3年11月1日から令和23年10月31日までの期間、三方上中郡若狭町河

内ほかにおいて、面積25ヘクタールの鳥獣保護区特別保護地区を指定すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者とその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和3年8月3日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

DCMカーブ福井社北店、ハニー食彩館社店

福井県福井市若杉四丁目1021番地 ほか31筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代

表者の氏名

DCM株式会社

代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

株式会社キムラフーズ

代表取締役 木村 常雄

福井県福井市大宮六丁目531番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

DCMカーブ株式会社

代表取締役社長 豊田 芳行

愛知県刈谷市日高町三丁目411番地

(変更後)

DCM株式会社

代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

株式会社キムラフーズについては、変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

DCMカーブ株式会社

代表取締役社長 豊田 芳行

愛知県刈谷市日高町三丁目411番地

(変更後)

DCM株式会社

代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

株式会社キムラフーズについては、変更なし

4 変更の年月日

令和3年3月1日

5 変更する理由

DCM株式会社がDCMカーブ株式会社を合併したため

6 届出のあった日

令和3年7月9日

7 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部産業政策課

(2) 福井県福井市手寄一丁目4番1号アオッサ5階

福井市商工労働部商工振興課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4週間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部産業政策課

## 調査委員告示

理事 島田 明浩 福井市石橋町7-46  
 監事 佐藤 岩雄 福井市石橋町1-20  
 監事 金森 強 福井市白方町12-1

福井県土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年8月3日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住 所
理事	渡邊 勝	福井市白方町10-29
理事	小林 秀嗣	福井市白方町10-25
理事	松濱 一男	福井市石橋町6-51
理事	室田 祐治	福井市浜島町6-40
理事	野村 悦雄	福井市白方町10-4
理事	柳 孫右エ門	福井市石橋町1-68-1
理事	黒川 勳	福井市石新保町19-10
理事	森 信一	福井市石橋町6-15
理事	村嶋 哲郎	福井市白方町13-9
監事	濱内 慶次	福井市白方町13-33
監事	佐藤 岩雄	福井市石橋町1-20

福井県土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和3年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年8月3日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住 所
理事	渡邊 勝	福井市白方町10-29
理事	柳 孫右エ門	福井市石橋町1-68-1
理事	室田 祐治	福井市浜島町6-40
理事	黒川 勳	福井市石新保町19-10
理事	村嶋 哲郎	福井市白方町13-9
理事	濱内 慶次	福井市白方町13-33
理事	寺前 守一	福井市石橋町6-47
理事	古川 房幸	福井市白方町13-7

### 福井県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年8月3日

福井県監査委員 笹岡 一彦

同 西畑 知佐代

同 同 江川 権一

同 同 伊藤 和弘

地方自治法第199条第7項(財政援助団体等監査)の規定による監査の結果

#### 第1 監査の概要

県が財政的援助を与えている団体について、不適正な事務処理防止の観点から県の補助金の執行状況を確認する必要があるため、「福井県監査委員監査基準」に準拠し、監査を実施した。

#### 1 公表の対象団体

今回公表の対象とするのは、令和3年6月に監査を行った1団体である。

- (1) 財政的援助等の種類別区分は「県が補助金、貸付金、損失相償等の財政的援助を与えているもの」である。
- (2) 団体の種類別区分は「公益財団法人」である。

#### 2 監査の着眼点

次の事項を主な着眼点として実施した。

- (1) 補助金の間接補助事業者である福井県ハンドボール協会に対する、対象団体の支払および検査事務は適正であるか。
- (2) 補助金の不適正経理処理に対する再発防止の取組みが、間接補助事業者である各団体関係者に周知されているか。

#### 3 監査の実施内容

次の方法により実施した。

- (1) 対象の団体について実地監査を実施した。
- (2) 実地監査については、対象団体から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が対象団体の関係者から説明を求めて実施した。

#### 第2 監査の結果

##### 1 実施状況

- |           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 対象機関  | 公益財団法人 福井県スポーツ協会                    |
| (2) 実施年月日 | 令和3年6月25日<br>(事務局職員による調査 令和3年6月15日) |
| (3) 対象期間  | 平成27年度から令和3年度調査日                    |

##### 2 結果

(公財)福井県スポーツ協会が福井県ハンドボール協会に交付した補助金の支払および検査事務については改善を要する事項は認められなかった。

##### 3 検討事項

福井県ハンドボール協会において、競技力向上対策事業補助金の不適正経理があったことは誠に遺憾である。

(公財)福井県スポーツ協会においては、定期的な会計実地検査や研修の実施などにより、各競技団体のガバナンスの確保やコンプライアンスの強化を進められた。

また、各競技団体に対して、複数人による会計事務執行を徹底するとともに、専門家や役員による監査の実施など、適正な会計・経理事務が担保される体制を整備するよう指導されたい。

#### 福井県監査委員告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年8月3日

福井県監査委員 笹岡 一彦

同 西畑 知佐代

同 江川 権一

同 伊藤 和弘

- 第1 随時監査の趣旨  
県の機関における財務に関する事務の執行について、不適正な事務処理防止の観点から補助金の執行状況を確認する必要があるため、定期監査とは別に、「福井県監査委員監査基準」に準拠し、随時監査を実施した。
- 第2 監査の対象  
(公財)福井県スポーツ協会および第73回国民体育大会福井県競技力向上対策本部に対する補助金のうち、福井県ハンドボール協会に交付したものを対象とする。
- 第3 監査の着眼点  
1 補助金事務について  
2 福井県ハンドボール協会の不適正経理処理について
- 第4 監査の実施方法  
平成27年度から令和2年度における(公財)福井県スポーツ協会への補助金、平成27年度から平成30年度における第73回国民体育大会福井県競技力向上対策本部に対する補助金のうち、福井県ハンドボール協会に交付したものの事務が適正に処理されているか監査した。
- 第5 随時監査の結果等  
1 実施状況  
教育庁 保健体育課  
(1) 対象機関 令和3年6月25日  
(2) 実施年月日 (事務局職員による調査 令和3年6月15日)  
(3) 対象期間 平成27年度から令和3年度調査日
- 2 結果  
保健体育課が、(公財)福井県スポーツ協会および第73回国民体育大会福井県競技力向上対策本部に交付した補助金の支払および検査事務については改善を要する事項は認められなかった(福井県ハンドボール協会交付分)。
- 3 検討事項  
福井県ハンドボール協会において、競技力向上対策事業補助金の不適正経理があったことは誠に遺憾である。  
保健体育課においては、(公財)福井県スポーツ協会による定期的な会計実地検査や研修の実施など、各競技団体のガバナンスの確保やコンプライアンスの強化が徹底されるよう指導されたい。  
また、各競技団体において、複数人による会計事務執行を徹底するとともに、専門家や役員による監査の実施など、適正な会計・経理事務が担保される体制整備が進むよう(公財)福井県スポーツ協会を指導されたい。